

**令和3年第2回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)**

議 案 一 覧 表

(令和3年6月2日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	放棄した債権の報告について	5
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）	7
報 告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	17
報 告	4	専決処分の承認を求めるについて（泉南市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）	21
報 告	5	専決処分の承認を求めるについて（令和3年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））	25
報 告	6	令和2年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	39
報 告	7	令和2年度泉南市下水道事業会計予算繰越計算書について	41
議 案	1	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	43
議 案	2	動産の買入れについて	45
議 案	3	泉南市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
議 案	4	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	5	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53
議 案	6	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	55
議 案	7	令和3年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）	59
議 案	8	令和3年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	95

報告第1号

放棄した債権の報告について

泉南市債権管理条例（平成30年泉南市条例第2号）第19条第1項の規定に基づき、市の債権について下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和3年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	令和2年度の放棄した債権		
		年度	金額	備考
生活保護法第63条による返還金	第4号該当 (相続放棄等)	平成26年度	3,367,063円	
生活保護法第78条による徴収金	第4号該当 (相続放棄等)	平成26年度	13,903円	

児童福祉費負担金（障害児通所施設利用者負担金滞納繰越分）	第5号該当 （徴収停止後相当期間経過）	平成28年度	1,750円	
徴収金収入（認定こども園給食代滞納繰越分）	第5号該当 （徴収停止後相当期間経過）	平成29年度	625円	
住宅使用料（市営住宅使用料滞納繰越分）	第3号該当 （免責許可の決定）	平成27年度	24,500円	
		平成28年度	78,000円	
		平成29年度	78,000円	
		平成30年度	65,000円	
		小計	245,500円	
住宅使用料（市営住宅入居者用駐車場使用料滞納繰越分）	第3号該当 （免責許可の決定）	平成26年度	19,000円	
		平成27年度	36,000円	
		小計	55,000円	
合 計			3,683,841円	

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、市民税、固定資産税等に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、専決処分したものである。

専決甲第3号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年3月31日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 泉南市市税賦課徴収条例(昭和32年泉南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第27条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第27条の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第42条の8第1項第1号中「本条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第42条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第72条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第6条の4の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号二」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第22

項とし、同項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第6条の4の2中第25項を第24項とし、第26項を第25項とする。

附則第6条の5の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第6条の6の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第6条の7の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第6条の8中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第6条の9の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第6条の10第1項ただし書中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 令和2年度分の固定資産税について泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和3年泉南市条例第9号）第1条の規定による改正前の泉南市市税賦課徴収条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第6条の10第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第6条の10第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第6条の11第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第7条の2の2中「同条第1項」を「附則第6条の10第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第9条の7中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第9条の7の3第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第9条の8第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項を」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3

月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第9条の8の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第16条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の2の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(令和2年泉南市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、泉南市市税賦課徴収条例第39条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第40条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第42条の13の改正規定中「第42条の13第4項」を「第42条の13第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第3条の3第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中泉南市市税賦課徴収条例附則第6条の4の2第24項を同条第22項とし、同項の次に1項を加える改正規定(第23項に係る部分に限る。)は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第27条の2第4項の規定は、

この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の泉南市市税賦課徴収条例（次項において「旧条例」という。）第27条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第27条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第27条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第27条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、都市計画税に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、専決処分したものである。

専決甲第4号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年3月31日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第6項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第7項及び第8項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9項及び第10項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第13項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第14項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第17項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項、第38項、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項、第34項、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第18項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、固定資産評価審査委員会に関する制度改正が公布の日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、専決処分したものである。

専決甲第 5 号

泉南市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市条例第11号

泉南市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

泉南市固定資産評価審査委員会条例（昭和32年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者が署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第5号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 令和3年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

専決理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている「ひとり親世帯」の支援に要する経費について、緊急に予算措置する必要が生じたことから、歳入歳出予算の補正について専決処分したものである。

専決甲第6号

令和3年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,381千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,477,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月20日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,910,998	49,381	4,960,379
	2 国庫補助金	595,103	49,381	644,484
歳入合計		24,427,719	49,381	24,477,100

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		11,623,673	49,381	11,673,054
	2 児童福祉費	3,663,166	49,381	3,712,547
歳 出	合 計	24,427,719	49,381	24,477,100

令和3年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
15 国庫支出金		4,910,998	49,381	4,960,379			
(2) 国庫補助金		595,103	49,381	644,484			
	2) 民生費国庫補助金	128,575	49,381	177,956	2. 児童福祉費補助金	49,381	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 47,500 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 1,881
歳 入 合 計		24,427,719	49,381	24,477,100			

款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

歳 出

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
3 民生費	11,623,673	49,381	11,673,054	49,381		
				国庫支出金		
				49,381		
(2) 児童福祉費	3,663,166	49,381	3,712,547	49,381		
				国庫支出金		
				49,381		
1) 児童福祉総務費	1,065,905	49,381	1,115,286	49,381		
				国庫支出金		
				49,381		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	119	
				3. 職員手当等	1,167	
				8. 旅費	5	
				10. 需用費	50	
				11. 役務費	140	
				17. 備品購入費	400	
				18. 負担金、補助及び 交付金	47,500	
[1] 人件費事業	34,188	124	34,312	124		人事課
				国庫支出金		
				124		
				[児童福祉費補助金		
				124]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	119	会計年度任用職員報酬
				8. 旅費	5	費用弁償
[6] 子育て世帯生活 支援特別給付金 給付事業	0	49,257	49,257	49,257		家庭支援課
				国庫支出金		
				49,257		

				[児童福祉費補助金 49,257]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	1,167	超勤手当
				10. 需用費	50	消耗品費
				11. 役務費	140	郵便料 59 口座振替手数料 81
				17. 備品購入費	400	機械器具費
				18. 負担金、補助及び 交付金	47,500	ひとり親世帯生活支援特別給付金
歳 出 合 計	24,427,719	49,381	24,477,100			
				国庫支出金 49,381		

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	723	千円 319,263	千円 1,759,605	千円 1,277,718	千円 3,356,586	千円 615,520	千円 3,972,106	
補正前	722	319,144	1,759,605	1,276,551	3,355,300	615,520	3,970,820	
比 較	1	119	0	1,167	1,286	0	1,286	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		補正後	千円 48,030	千円 108,823	千円 41,508	千円 20,416	千円 82,089	千円 1,116	千円 35,660
	補正前	48,030	108,823	41,508	20,416	80,922	1,116	35,660	5,445
	比 較	0	0	0	0	1,167	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 18,510	千円 452,410	千円 301,594	千円 162,117				
	補正前	18,510	452,410	301,594	162,117				
	比 較	0	0	0	0				

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
	千円		千円		
職員手当等	1,167	その他の増減分	1,167	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に伴う増加	超過勤務手当 1,167 千円

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,543,811		8,543,811	34.9
2 地方譲与税	186,500		186,500	0.8
3 利子割交付金	8,500		8,500	—
4 配当割交付金	42,700		42,700	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	45,800		45,800	0.2
6 法人事業税交付金	19,300		19,300	0.1
7 地方消費税交付金	1,274,600		1,274,600	5.2
8 ゴルフ場利用税交付金	42,600		42,600	0.2
9 環境性能割交付金	35,300		35,300	0.1
10 地方特例交付金	61,400		61,400	0.3
11 地方交付税	3,260,000		3,260,000	13.3
12 交通安全対策特別交付金	9,663		9,663	—
13 分担金及び負担金	62,834		62,834	0.3
14 使用料及び手数料	329,413		329,413	1.3
15 国庫支出金	4,910,998	49,381	4,960,379	20.3
16 府支出金	2,102,525		2,102,525	8.6
17 財産収入	16,456		16,456	0.1
18 寄附金	500,000		500,000	2.0
19 繰入金	987,871		987,871	4.0
20 諸収入	254,648		254,648	1.0

(単位：千円・%)

21 市債	1,732,800		1,732,800	7.1
歳入合計	24,427,719	49,381	24,477,100	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	212,139		212,139	0.9
2 総務費	2,329,061		2,329,061	9.5
3 民生費	11,623,673	49,381	11,673,054	47.7
4 衛生費	2,022,448		2,022,448	8.2
5 農林水産業費	151,551		151,551	0.6
6 商工費	114,551		114,551	0.5
7 土木費	1,594,734		1,594,734	6.5
8 消防費	957,544		957,544	3.9
9 教育費	2,158,393		2,158,393	8.8
10 公債費	2,585,674		2,585,674	10.6
11 諸支出金	657,951		657,951	2.7
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	24,427,719	49,381	24,477,100	100.0

令和2年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和2年度大阪府泉南市一般会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和2年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
商工費	商工費	新型コロナウイルス感染症対策事業	5,000,000	5,000,000		5,000,000	
土木費	道路橋梁費	道路新設改良事業	15,306,000	15,305,357		14,954,572	350,785
土木費	都市計画費	砂川樫井線新設事業	6,258,000	6,257,500		6,090,836	166,664
教育費	教育総務費	新型コロナウイルス感染症対策事業	18,303,000	16,303,000		16,303,000	
教育費	小学校費	施設保全整備事業	88,064,000	88,064,000		88,047,000	17,000
合 計			132,931,000	130,929,857		130,395,408	534,449

令和3年6月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

令和2年度泉南市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和2年度泉南市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和2年度泉南市下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度	説明
						国庫補助金	企業債	他会計補助金	損益勘定留保資金			
1	1	中部ポンプ場 バイパス管渠内等 潜水調査業務委託	円 3,000,000	円 0	円 2,860,000	円 0	円 0	円 2,860,000	円 0	円 140,000	円 0	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言措置により、潜水調査業務の年度内での日程調整が困難となったため
1	1	公共下水 (R2-1工区) 汚水管渠布設工事	円 65,880,000	円 32,167,000	円 21,414,000	円 0	円 21,400,000	円 0	円 14,000	円 12,299,000	円 0	立坑試掘時に支障管が確認され、新たに立坑位置の検討、試掘に時間を要したことにより、年度内に事業完了が困難となったため

令和3年6月2日提出

泉南市長 竹中 勇人

議案第1号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年6月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市内
氏 名 清水 修（しみず おさむ）
生年月日 ○年○月○日
職 業 団体職員

提案理由

人権擁護委員中橋政美氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となるため、後任として清水修氏を最適任者と認め新たに推薦したいので、意見を求めるものである。

議案第1号参考

清水 修 氏 経歴

昭和54年	3月	大阪教育大学卒業
同 54年	4月	泉佐野市立日根野小学校勤務
平成29年	3月	泉佐野市立第三小学校退職
同 30年	2月	一般社団法人 泉南市人権協会勤務（現在に至る）

議案第 2 号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買入れるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年泉南市条例第 1 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

買 入 動 産	小中学校教職員用ノートパソコン
契 約 の 相 手 方	住所 大阪市淀川区宮原三丁目 4 番 3 0 号 名称 S k y 株式会社 代表取締役 大浦 淳司
契 約 金 額	2 1 , 7 2 1 , 7 0 0 円
契 約 の 締 結 方 法	一般競争入札
仮 契 約 日	令和 3 年 5 月 1 4 日

議案第2号参考資料

動産買入仮契約の締結の概要

買入動産の概要 小中学校教職員用ノートパソコン245台、付属品一式

契 約 期 間 本契約締結日から令和3年10月29日まで

入 札 事 項	入 札 日	令和3年5月7日
	入札参加者数	8者
	入 札 回 数	1回

小中学校教職員用ノートパソコン入札業者及び入札経過一覧表

落札金額 21,721,700円

注) 落札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額(円未満切捨て)を加算した金額とする。

業者名	第1回入札金額(円)	備考
NECネクサソリューションズ(株) 関西支社	31,040,000	
NECフィールドディング(株) 南大阪支店		辞退
Sky(株)	19,747,000	落札
西日本電信電話(株) 大阪支店		辞退
扶桑電通(株) 関西支店	30,418,000	
(株)フューチャーイン 関西支店	25,650,000	
(株)ライオン事務器 大阪本店	27,700,000	
リコージャパン(株) 販売事業本部関西 MA 事業部 官公庁・文教営業部	辞退	辞退

予定価格 21,483,000円

注) 入札金額、予定価格には消費税分及び地方消費税分に相当する金額は含まない。

議案第 3 号

泉南市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

教育委員会が実施する事業についてのプロポーザル方式による事業者選定等を行うための委員会を設置するとともに、既に設置している同趣旨の別の附属機関について、その名称及び担当事務を整理する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

泉南市附属機関に関する条例（昭和46年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 泉南市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会の項を次のように改める。

泉南市プロポーザル方式による事業者選定委員会	市が実施する事業についてのプロポーザル方式による事業者選定等に関する事項
------------------------	--------------------------------------

別表第2 泉南市教育委員会評価委員会の項の次に次のように加える。

泉南市教育委員会プロポーザル方式による事業者選定委員会	教育委員会が実施する事業についてのプロポーザル方式による事業者選定等に関する事項
-----------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

宣誓書への押印を不要とし、その署名にあつては面前を不要とすることに伴い、所要の措置を講じるとともに、規定の整備を行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和32年泉南市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「なつた」を「なつた」に改め、「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「行つて」を「行って」に改める。

別記を削る。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

処遇改善により、任期付職員の期末手当の支給割合を引き上げる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第23条第3項第2号中「100分の75」を「100分の92.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第23条第3項第2号の規定は、令和3年6月1日から適用する。

議案第 6 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

令和 3 年度税制改正による個人住民税課税にかかる地方税法の一部改正に伴い、本市関係条例においても所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第23条第1項第2号及び第3号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第9号中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第27条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第4条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第5条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第23条第1項の改正規定及び附則第5条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第12条第2項及び第27条の3第1項の改正規定並びに附則第4条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の第23条第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した改正前の第23条第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第7号

令和3年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410,506千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,887,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年6月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,260,000	4,535	3,264,535
	1 地方交付税	3,260,000	4,535	3,264,535
15 国庫支出金		4,960,379	265,382	5,225,761
	1 国庫負担金	4,297,390	25,547	4,322,937
	2 国庫補助金	644,484	239,835	884,319
16 府支出金		2,102,525	13,945	2,116,470
	2 府補助金	436,048	13,945	449,993
19 繰入金		987,871	122,144	1,110,015
	1 基金繰入金	982,541	122,144	1,104,685
20 諸収入		254,648	4,500	259,148
	3 雑入	247,639	4,500	252,139
歳入	合計	24,477,100	410,506	24,887,606

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,329,061	29,406	2,358,467
	1 総務管理費	1,761,976	25,746	1,787,722
	2 徴税費	276,150	107	276,257
	3 戸籍住民基本台帳費	215,285	3,553	218,838
3 民生費		11,673,054	7,993	11,681,047
	1 社会福祉費	4,054,234	131	4,054,365
	2 児童福祉費	3,712,547	7,069	3,719,616
	3 生活保護費	2,013,047	374	2,013,421
	4 国民健康保険費	981,814	419	982,233
4 衛生費		2,022,448	111,384	2,133,832
	1 保健衛生費	832,653	110,927	943,580
	2 清掃費	1,168,287	457	1,168,744
5 農林水産業費		151,551	60,065	211,616
	1 農業費	141,276	65	141,341
	3 水産業費	4,239	60,000	64,239
6 商工費		114,551	98,406	212,957
	1 商工費	114,551	98,406	212,957
7 土木費		1,594,734	26,758	1,621,492
	2 道路橋梁費	260,403	11,512	271,915
	4 都市計画費	1,069,139	15,246	1,084,385
9 教育費		2,158,393	76,494	2,234,887

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	595,239	△ 3,001	592,238
	2 小学校費	436,138	36,198	472,336
	3 中学校費	243,802	13,829	257,631
	4 幼稚園費	336,977	3,255	340,232
	5 社会教育費	455,950	26,213	482,163
歳出	合計	24,477,100	410,506	24,887,606

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
泉南中央公園用地活用事業に係る事業者選定支援等業務委託事業 (令和3年度)	令和3年度～ 令和4年度	7,854千円

令和 3 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
11	地方交付税	3,260,000	4,535	3,264,535			
(1)	地方交付税	3,260,000	4,535	3,264,535			
	1) 地方交付税	3,260,000	4,535	3,264,535	1. 地方交付税	4,535	普通交付税
15	国庫支出金	4,960,379	265,382	5,225,761			
(1)	国庫負担金	4,297,390	25,547	4,322,937			
	2) 衛生費国庫負担金	229,790	25,547	255,337	1. 保健衛生費負担金	25,547	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
(2)	国庫補助金	644,484	239,835	884,319			
	1) 総務費国庫補助金	193,699	169,847	363,546	1. 総務管理費補助金	169,847	地方創生推進交付金 46,559 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 117,025 マイナポイント事業費補助金 6,263
	2) 民生費国庫補助金	177,956	400	178,356	2. 児童福祉費補助金	400	子ども・子育て支援交付金（家庭支援課）
	3) 衛生費国庫補助金	55,007	65,305	120,312	1. 保健衛生費補助金	65,305	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
	5) 教育費国庫補助金	42,326	4,283	46,609	3. 幼稚園費補助金	200	子ども・子育て支援交付金（指導課）
4. 社会教育費補助金					333	子ども・子育て支援交付金（生涯学習課）	
5. 教育総務費補助金					3,750	公立学校情報機器整備費補助金	
16	府支出金	2,102,525	13,945	2,116,470			
(2)	府補助金	436,048	13,945	449,993			
	2) 民生費府補助金	321,433	400	321,833	2. 児童福祉費補助金	400	子ども・子育て支援交付金（家庭支援課）

款 16 府支出金 項 2 府補助金

款 16 府支出金 項 2 府補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	6) 土木費府補助金	28,551	11,512	40,063	2. 道路橋梁費補助金	11,512	都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金
	8) 教育費府補助金	40,019	2,033	42,052	2. 幼稚園費補助金	1,700	子ども・子育て支援交付金（指導課） 教育支援体制整備事業費補助金
					3. 社会教育費補助金	333	子ども・子育て支援交付金（生涯学習課）
19 繰入金		987,871	122,144	1,110,015			
(1) 基金繰入金		982,541	122,144	1,104,685			
	3) ふるさと泉南水な す基金繰入金	332,749	86,560	419,309	1. ふるさと泉南水な す基金繰入金	86,560	ふるさと泉南水なす基金繰入金
	7) 財政調整基金繰入 金	0	35,584	35,584	1. 財政調整基金繰入 金	35,584	財政調整基金繰入金
20 諸収入		254,648	4,500	259,148			
(3) 雑入		247,639	4,500	252,139			
	2) 雑入	246,439	4,500	250,939	4. 雑入	4,500	自治宝くじコミュニティ助成金（政策推進課） 自治宝くじコミュニティ助成金（危機管理課）
歳 入 合 計		24,477,100	410,506	24,887,606			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	2,329,061	29,406	2,358,467	10,763	18,643	
				国庫支出金 6,263		
				諸収入 4,500		
(1) 総務管理費	1,761,976	25,746	1,787,722	10,763	14,983	
				国庫支出金 6,263		
				諸収入 4,500		
5) 財政管理費	282,936	66	283,002		66	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	57	
				4. 共済費	9	
[1] 人件費事業	91,655	66	91,721		66	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	57	期末手当
				4. 共済費	9	厚生年金保険料 健康保険料
						5 4
9) 企画費	428,402	29,658	458,060	4,500	25,158	
				諸収入 4,500		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	57	
				4. 共済費	9	
				10. 需用費	692	
				17. 備品購入費	21,900	
				18. 負担金、補助及び 交付金	7,000	
[1] 人件費事業	104,017	66	104,083		66	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	57	期末手当
				4. 共済費	9	厚生年金保険料 健康保険料
						5 4

款 2 総務費 項 1 総務管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
[15] 自主防災組織強化事業	6,010	2,000	8,010	2,000		危機管理課
				諸収入 2,000 [雑入 2,000]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	2,000	自主防災組織育成補助金
[19] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	25,092	25,092		25,092	危機管理課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	692	消耗品費
				17. 備品購入費	21,900	避難所等備品購入費
			18. 負担金、補助及び 交付金	2,500	自主防災組織新型コロナウイルス対策補助金	
[20] 地域コミュニティ活動支援事業	0	2,500	2,500	2,500		政策推進課
				諸収入 2,500 [雑入 2,500]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	2,500	コミュニティ補助金
10) 情報管理費	227,161	△4,053	223,108	6,263	△10,316	
				国庫支出金 6,263		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等 12. 委託料	1,333 △5,386	

[1] 人件費事業	13,167	1,333	14,500	1,333		人事課	
				国庫支出金 1,333 [総務管理費補助金 1,333]			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	1,333	超勤手当	
[7] マイナポイント 利用促進事業	10,316	△5,386	4,930	4,930	△10,316	総務課	
				国庫支出金 4,930 [総務管理費補助金 4,930]			
				節 区 分	金 額		
				12. 委託料	△5,386	マイナポイント支援業務委託料	
12) 人権推進費	95,432	75	95,507		75		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 4. 共済費	65 10		
[1] 人件費事業	66,675	75	66,750		75	人事課	
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	65	期末手当	
				4. 共済費	10	厚生年金保険料 健康保険料	6 4
(2) 徴税費	276,150	107	276,257		107		
1) 賦課費	167,829	107	167,936		107		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 4. 共済費	93 14		
[1] 人件費事業	110,846	107	110,953		107	人事課	
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	93	期末手当	
				4. 共済費	14	厚生年金保険料 健康保険料	8 6
(3) 戸籍住民基本台 帳費	215,285	3,553	218,838		3,553		

款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費

款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1) 戸籍住民基本台帳費	215,285	3,553	218,838		3,553	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	564	
				4. 共済費	87	
				11. 役務費	18	
				17. 備品購入費	2,884	
[1] 人件費事業	123,427	651	124,078		651	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	564	期末手当
				4. 共済費	87	厚生年金保険料 52 健康保険料 35
[6] 新型コロナウイルス感染症対策事業	13,926	2,902	16,828		2,902	市民課
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	18	システム保守料
				17. 備品購入費	2,884	機械器具費
3 民生費	11,673,054	7,993	11,681,047	800	7,193	
				国庫支出金		
				400		
				府支出金		
				400		
(1) 社会福祉費	4,054,234	131	4,054,365		131	
5) 国民年金費	18,724	66	18,790		66	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	57	
				4. 共済費	9	
[1] 人件費事業	17,556	66	17,622		66	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	57	期末手当
				4. 共済費	9	厚生年金保険料 5

						健康保険料	4
8) 障害福祉費	2,513,942	65	2,514,007		65		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	56		
				4. 共済費	9		
[1] 人件費事業	111,711	65	111,776		65	人事課	
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	56	期末手当	
				4. 共済費	9	厚生年金保険料	5
						健康保険料	4
(2) 児童福祉費	3,712,547	7,069	3,719,616	800	6,269		
				国庫支出金			
				400			
				府支出金			
				400			
1) 児童福祉総務費	1,115,286	3,680	1,118,966		3,680		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	80		
				18. 負担金、補助及び 交付金	3,600		
[1] 人件費事業	34,312	80	34,392		80	人事課	
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	80	期末手当	
[7] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	3,600	3,600		3,600	家庭支援課	
				節 区 分	金 額		
				18. 負担金、補助及び 交付金	3,600	子育て世帯支援活動事業補助金	
5) 保育子育て支援費	95,227	64	95,291		64		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	56		
				4. 共済費	8		
[1] 人件費事業	81,562	64	81,626		64	人事課	

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	56	期末手当
				4. 共済費	8	厚生年金保険料 5 健康保険料 3
6) 保育教育支援費	1,672,584	933	1,673,517		933	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	805	
				4. 共済費	128	
[1] 人件費事業	227,979	933	228,912		933	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	805	期末手当
				4. 共済費	128	共済組合納付金 77 厚生年金保険料 31 健康保険料 20
7) 子ども総合支援センター費	201,061	1,118	202,179		1,118	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	964	
				4. 共済費	154	
[1] 人件費事業	164,880	1,118	165,998		1,118	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	964	期末手当
				4. 共済費	154	厚生年金保険料 93 健康保険料 61
8) 地域子育て支援センター事業費	101,467	1,274	102,741			
				800	474	
				国庫支出金		
				400		
				府支出金		
				400		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	64	

				4. 共済費 10. 需用費 18. 負担金、補助及び 交付金	10 300 900	
[1] 人件費事業	82,416	74	82,490		74	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	64	期末手当
				4. 共済費	10	厚生年金保険料 健康保険料
						6 4
[4] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	1,200	1,200			
				800	400	家庭支援課
				国庫支出金 400 [児童福祉費補助金 400]		
				府支出金 400 [児童福祉費補助金 400]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	300	消耗品費
				18. 負担金、補助及び 交付金	900	新型コロナウイルス感染症対策支援補助金
(3) 生活保護費	2,013,047	374	2,013,421		374	
1) 生活保護費	2,013,047	374	2,013,421		374	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	324	
				4. 共済費	50	
[1] 人件費事業	84,367	374	84,741		374	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	324	期末手当
				4. 共済費	50	厚生年金保険料 健康保険料
						30 20
(4) 国民健康保険費	981,814	419	982,233		419	
1) 国民健康保険費	981,814	419	982,233		419	

款 3 民生費 項 4 国民健康保険費

款 3 民生費 項 4 国民健康保険費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	419	
[1] 国民健康保険事業特別会計繰出金事業	981,814	419	982,233		419	保険年金課
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	419	国民健康保険事業特別会計繰出金
4 衛生費	2,022,448	111,384	2,133,832	90,852	20,532	
				国庫支出金		
				90,852		
(1) 保健衛生費	832,653	110,927	943,580	90,852	20,075	
				国庫支出金		
				90,852		
1) 保健センター費	108,059	6,588	114,647	6,513	75	
				国庫支出金		
				6,513		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	1,608	
				3. 職員手当等	4,970	
				4. 共済費	10	
[1] 人件費事業	100,645	6,588	107,233	6,513	75	人事課
				国庫支出金		
				6,513		
				[保健衛生費負担金		
				1,233]		
				[保健衛生費補助金		
				5,280]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	1,608	会計年度任用職員報酬
				3. 職員手当等	4,970	超勤手当 4,905
						期末手当 65
				4. 共済費	10	厚生年金保険料 6

						健康保険料	4
2) 医療対策費	42,732	20,000	62,732		20,000		
				節 区 分	金 額		
				18. 負担金、補助及び 交付金	20,000		
[6] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	20,000	20,000		20,000	保健推進課	
				節 区 分	金 額		
				18. 負担金、補助及び 交付金	20,000	ワクチン接種体制等支援給付金	
4) 予防対策費	413,934	84,339	498,273	84,339			
				国庫支出金			
				84,339			
				節 区 分	金 額		
				7. 報償費	14,697		
				8. 旅費	24		
				10. 需用費	2,523		
				11. 役務費	579		
				12. 委託料	58,726		
				13. 使用料及び賃借料	600		
				17. 備品購入費	7,190		
[3] 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	264,820	84,339	349,159	84,339		保健推進課	
				国庫支出金			
				84,339			
				[保健衛生費負担金			
				24,314]			
				[保健衛生費補助金			
				60,025]			
				節 区 分	金 額		
				7. 報償費	14,697	医師等謝礼	8,697
						医療機関等謝礼	6,000
				8. 旅費	24	普通旅費	
				10. 需用費	2,523	消耗品費	2,151

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						印刷製本費 200 医薬材料費 172
				11. 役務費	579	郵便料
				12. 委託料	58,726	電算委託料 4,400 感染性廃棄物処理委託料 24 人材派遣委託料 3,400 機器設置業務委託料 750 コールセンター委託料 23,910 新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料 25,492 ワクチン配送業務委託料 750
				13. 使用料及び賃借料	600	会場借上料
				17. 備品購入費	7,190	機械器具費
(2) 清掃費	1,168,287	457	1,168,744		457	
1) 塵芥処理費	954,035	457	954,492		457	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	395	
				4. 共済費	62	
[1] 人件費事業	214,929	457	215,386		457	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	395	期末手当
				4. 共済費	62	厚生年金保険料 38 健康保険料 24
5 農林水産業費	151,551	60,065	211,616	40,000	20,065	
				繰入金		
				40,000		
(1) 農業費	141,276	65	141,341		65	
1) 農業委員会費	30,655	65	30,720		65	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	56	
				4. 共済費	9	
[1] 人件費事業	29,271	65	29,336		65	人事課

				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	56	期末手当
				4. 共済費	9	厚生年金保険料 5 健康保険料 4
(3) 水産業費	4,239	60,000	64,239	40,000	20,000	
				繰入金		
				40,000		
1) 水産振興費	4,239	60,000	64,239	40,000	20,000	
				繰入金		
				40,000		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	60,000	
[3] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	60,000	60,000	40,000	20,000	産業観光課
				繰入金		
				40,000		
				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 40,000]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	60,000	水産業振興事業補助金
6 商工費	114,551	98,406	212,957	93,119	5,287	
				国庫支出金		
				46,559		
				繰入金		
				46,560		
(1) 商工費	114,551	98,406	212,957	93,119	5,287	
				国庫支出金		
				46,559		
				繰入金		
				46,560		
1) 商工総務費	57,393	287	57,680		287	

款 6 商工費 項 1 商工費

款 6 商工費 項 1 商工費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	247	
				4. 共済費	40	
[1] 人件費事業	57,393	287	57,680		287	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	247	期末手当
				4. 共済費	40	厚生年金保険料 24 健康保険料 16
4) 雇用対策費	651	5,000	5,651		5,000	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	5,000	
[4] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	5,000	5,000		5,000	産業観光課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	5,000	求人情報発信支援事業補助金
5) 観光振興費	39,848	93,119	132,967	93,119		
				国庫支出金		
				46,559		
				繰入金		
				46,560		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	86,119	
				18. 負担金、補助及び 交付金	7,000	
[4] 誘客連携による地域活性化事業	24,264	93,119	117,383	93,119		産業観光課
				国庫支出金		
				46,559		

				[総務管理費補助金 46,559]		
				繰入金 46,560 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 46,560]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	86,119	観光プロモーション事業委託料 69,116 観光情報発信事業委託料 17,003
				18. 負担金、補助及び 交付金	7,000	共同連携事業負担金 5,000 誘客イベント開催支援事業補助金 2,000
7 土木費	1,594,734	26,758	1,621,492	11,512	15,246	
				府支出金 11,512		
(2) 道路橋梁費	260,403	11,512	271,915	11,512		
				府支出金 11,512		
2) 交通安全対策費	94,954	11,512	106,466	11,512		
				府支出金 11,512		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	2,900	
				14. 工事請負費	8,142	
				17. 備品購入費	470	
[3] コミュニティバ ス運行事業	53,548	11,512	65,060	11,512		環境整備課
				府支出金 11,512 [道路橋梁費補助金 11,512]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	2,900	設計委託料 2,000 監理委託料 900
				14. 工事請負費	8,142	
				17. 備品購入費	470	機械器具費

款 7 土木費 項 2 道路橋梁費

款 7 土木費 項 4 都市計画費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
(4) 都市計画費	1,069,139	15,246	1,084,385		15,246	
1) 都市政策総務費	43,490	15,246	58,736		15,246	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	15,246	
[2] 都市計画関連業務事業	5,342	15,246	20,588		15,246	都市政策課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	15,246	泉南中央公園用地活用事業に係る事業者選定支援等業務委託料
9 教育費	2,158,393	76,494	2,234,887	6,316	70,178	
				国庫支出金		
				4,283		
				府支出金		
				2,033		
(1) 教育総務費	595,239	△3,001	592,238	5,650	△8,651	
				国庫支出金		
				3,950		
				府支出金		
				1,700		
2) 事務局費	357,676	△13,717	343,959	1,350	△15,067	
				国庫支出金		
				1,350		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△14,000	
				3. 職員手当等	245	
				4. 共済費	38	
[1] 人件費事業	353,361	△13,717	339,644	1,350	△15,067	人事課
				国庫支出金		
				1,350		
				[教育総務費補助金		
				1,350]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△14,000	会計年度任用職員報酬

				3. 職員手当等	245	期末手当	
				4. 共済費	38	厚生年金保険料	23
						健康保険料	15
3) 指導費	163,735	2,400	166,135	4,300	△1,900		
				国庫支出金			
				2,600			
				府支出金			
				1,700			
				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	1,800		
				17. 備品購入費	600		
[1] 教育推進事業	114,893	0	114,893	2,400	△2,400	指導課	
				国庫支出金			
				2,400			
				[教育総務費補助金			
				2,400]			
[5] 新型コロナウイルス感染症対策事業	36,529	2,400	38,929	1,900	500	指導課	
				国庫支出金			
				200			
				[幼稚園費補助金			
				200]			
				府支出金			
				1,700			
				[幼稚園費補助金			
				1,700]			
				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	1,800	消耗品費	
				17. 備品購入費	600	園用備品購入費	
4) 国際教育推進費	34,437	8,316	42,753		8,316		
				節 区 分	金 額		
				12. 委託料	8,316		
[2] JETプログラム事業	34,137	8,316	42,453		8,316	人権国際教育課	

款 9 教育費 項 1 教育総務費

款 9 教育費 項 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	8,316	英語講師派遣委託料
(2) 小学校費	436,138	36,198	472,336		36,198	
3) 学校施設整備費	49,642	5,229	54,871		5,229	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	2,629	
				17. 備品購入費	2,600	
[2] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	5,229	5,229		5,229	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	2,629	消耗品費
				17. 備品購入費	2,600	学校備品購入費
4) 学校給食センター費	166,485	30,969	197,454		30,969	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	65	
				4. 共済費	10	
				10. 需用費	10,894	
				18. 負担金、補助及び交付金	20,000	
[1] 人件費事業	30,318	75	30,393		75	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	65	期末手当
				4. 共済費	10	厚生年金保険料 健康保険料
						6 4
[3] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	30,894	30,894		30,894	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	10,894	消耗品費

				18. 負担金、補助及び 交付金	20,000	学校給食を通じた地域産業再生支援事業補助金	
(3) 中学校費	243,802	13,829	257,631		13,829		
3) 学校施設整備費	14,367	2,085	16,452		2,085		
				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	1,045		
				17. 備品購入費	1,040		
[2] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	2,085	2,085		2,085	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	1,045	消耗品費	
				17. 備品購入費	1,040	学校備品購入費	
4) 中学校給食費	95,609	11,744	107,353		11,744		
				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	1,744		
				18. 負担金、補助及び 交付金	10,000		
[2] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	11,744	11,744		11,744	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	1,744	消耗品費	1,466
						被服費	278
				18. 負担金、補助及び 交付金	10,000	学校給食を通じた地域産業再生支援事業補助金	
(4) 幼稚園費	336,977	3,255	340,232		3,255		
1) 幼稚園費	311,376	2,471	313,847		2,471		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	2,123		
				4. 共済費	348		
[1] 人件費事業	293,669	2,471	296,140		2,471	人事課	
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	2,123	期末手当	
				4. 共済費	348	厚生年金保険料	211
						健康保険料	137

款 9 教育費 項 4 幼稚園費

款 9 教育費 項 4 幼稚園費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
3) 幼稚園施設整備費	3,036	784	3,820		784	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	264	
				17. 備品購入費	520	
[2] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	784	784		784	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	264	消耗品費
				17. 備品購入費	520	園用備品購入費
(5) 社会教育費	455,950	26,213	482,163	666	25,547	
				国庫支出金		
				333		
				府支出金		
				333		
6) 留守家庭児童会費	113,101	2,587	115,688	666	1,921	
				国庫支出金		
				333		
				府支出金		
				333		
				節 区 分	金 額	
3. 職員手当等	1,365					
4. 共済費	222					
10. 需用費	1,000					
[1] 人件費事業	100,514	1,587	102,101		1,587	人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	1,365	期末手当
				4. 共済費	222	厚生年金保険料 134 健康保険料 88

[3] 新型コロナウイルス感染症対策事業	2,137	1,000	3,137	666	334	生涯学習課
				国庫支出金 333 [社会教育費補助金 333]		
				府支出金 333 [社会教育費補助金 333]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,000	消耗品費
8) 公民館費	60,771	21,000	81,771		21,000	
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	21,000	
[4] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	21,000	21,000		21,000	文化振興課
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	21,000	
9) 図書館及びホール費	107,904	2,626	110,530		2,626	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	140	
				17. 備品購入費	2,486	
[7] 新型コロナウイルス感染症対策事業	3,288	2,626	5,914		2,626	文化振興課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	140	消耗品費
				17. 備品購入費	2,486	機械器具費 図書購入費
						986 1,500
歳 出 合 計	24,477,100	410,506	24,887,606			

款 9 教育費 項 5 社会教育費

款 9 教育費 項 5 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国庫支出金 148,357		
				府支出金 13,945		
				繰入金 86,560		
				諸収入 4,500		

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	723	千円 306,871	千円 1,759,605	千円 1,291,759	千円 3,358,235	千円 616,756	千円 3,974,991	
補正前	723	319,263	1,759,605	1,277,718	3,356,586	615,520	3,972,106	
比 較	0	△ 12,392	0	14,041	1,649	1,236	2,885	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 48,030	千円 108,823	千円 41,508	千円 20,416	千円 88,327	千円 1,116	千円 35,660	千円 5,445
	補正前	48,030	108,823	41,508	20,416	82,089	1,116	35,660	5,445
	比 較	0	0	0	0	6,238	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
補正後	千円 18,510	千円 460,213	千円 301,594	千円 162,117					
補正前	18,510	452,410	301,594	162,117					
比 較	0	7,803	0	0					

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
職員手当等	千円		千円		
	14,041	制度改定に伴う増減分	7,803	任期付職員の期末手当の増額	期末手当 7,803 千円
		その他の増減分	6,238	超過勤務手当の増額	超過勤務手当 6,238 千円

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,543,811		8,543,811	34.3
2 地方譲与税	186,500		186,500	0.8
3 利子割交付金	8,500		8,500	—
4 配当割交付金	42,700		42,700	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	45,800		45,800	0.2
6 法人事業税交付金	19,300		19,300	0.1
7 地方消費税交付金	1,274,600		1,274,600	5.1
8 ゴルフ場利用税交付金	42,600		42,600	0.2
9 環境性能割交付金	35,300		35,300	0.1
10 地方特例交付金	61,400		61,400	0.2
11 地方交付税	3,260,000	4,535	3,264,535	13.1
12 交通安全対策特別交付金	9,663		9,663	—
13 分担金及び負担金	62,834		62,834	0.3
14 使用料及び手数料	329,413		329,413	1.3
15 国庫支出金	4,960,379	265,382	5,225,761	21.0
16 府支出金	2,102,525	13,945	2,116,470	8.5
17 財産収入	16,456		16,456	0.1
18 寄附金	500,000		500,000	2.0
19 繰入金	987,871	122,144	1,110,015	4.5
20 諸収入	254,648	4,500	259,148	1.0

(単位：千円・%)

21 市債	1,732,800		1,732,800	7.0
歳入合計	24,477,100	410,506	24,887,606	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	212,139		212,139	0.9
2 総務費	2,329,061	29,406	2,358,467	9.5
3 民生費	11,673,054	7,993	11,681,047	46.9
4 衛生費	2,022,448	111,384	2,133,832	8.6
5 農林水産業費	151,551	60,065	211,616	0.8
6 商工費	114,551	98,406	212,957	0.9
7 土木費	1,594,734	26,758	1,621,492	6.5
8 消防費	957,544		957,544	3.8
9 教育費	2,158,393	76,494	2,234,887	9.0
10 公債費	2,585,674		2,585,674	10.4
11 諸支出金	657,951		657,951	2.6
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	24,477,100	410,506	24,887,606	100.0

議案第8号

令和3年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ419千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,740,512千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月2日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		981,814	419	982,233
	1 他会計繰入金	981,814	419	982,233
歳入	合計	7,740,093	419	7,740,512

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保健事業費		101,571	419	101,990
	1 特定健康診査等事業費	60,136	419	60,555
歳 出	合 計	7,740,093	419	7,740,512

令和3年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
5							
繰入金		981,814	419	982,233			
(1)							
他会計繰入金		981,814	419	982,233			
	1)				5.		その他一般会計繰入金
	一般会計繰入金	981,814	419	982,233	その他一般会計繰入金	419	
歳 入 合 計		7,740,093	419	7,740,512			

款 5 繰入金 項 1 他会計繰入金

歳 出

款 5 保健事業費 項 1 特定健康診査等事業費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
5 保健事業費	101,571	419	101,990	419		
				繰入金		
				419		
(1) 特定健康診査等事業費	60,136	419	60,555	419		
				繰入金		
				419		
1) 特定健康診査等事業費	60,136	419	60,555	419		
				繰入金		
				419		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	127	
				11. 役務費	6	
				17. 備品購入費	286	
[3] 新型コロナウイルス感染症対策事業	0	419	419	419		保険年金課
				繰入金		
				419		
				[その他一般会計繰入金		
				419]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	127	消耗品費
				11. 役務費	6	登録手数料 2
						保険料 4
				17. 備品購入費	286	機械器具費
歳 出 合 計	7,740,093	419	7,740,512			
				繰入金		
				419		

